

大阪府監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成26年3月18日

| | | |
|---------|----|----|
| 大阪府監査委員 | 磯部 | 洋 |
| 同 | 赤木 | 明夫 |
| 同 | 清水 | 涼子 |
| 同 | 和田 | 秋夫 |
| 同 | 中川 | 隆弘 |

1 委員意見に対する措置

（大阪府土地開発公社及び不動産調達特別会計が保有する長期保有資産について）

| | | |
|---------|--|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府都市整備部（用地室、交通道路室、河川室、公園課） | |
| 監査実施年月日 | 平成22年6月15日から同年8月4日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>大阪府土地開発公社及び不動産調達特別会計が保有する長期保有資産について、府の予算状況等からすれば、早期に事業供用が必要・可能な部分は早期に事業供用し府民の利便性を高め、早期に事業供用が不必要・不可能な部分はできるだけ費用の節減に努めることが肝要である。しかしながら、供用時期が未定の土地が公社保有分で23,840百万円、不動産調達特別会計保有分で9,687百万円あり、府は一定の対策を講じているものの十分とはいえず、公社保有分については年々資金経費等が累積している。よって、府は、すべての長期保有資産について、事業供用が必要・可能な部分と不必要・不可能な部分とを分類するとともに、事業供用が不必要・不可能な部分についての対応策を早急に検討されたい。また、市町へ事業を委託している部分に関しても、長期保有資産の保有状況の把握に努められ、同様に対応されたい。</p> | <p>平成23年度末に「大阪府都市整備中期計画（案）」を策定し、当面10年以内に事業着手するか否かを整理・判断した。</p> <p>この上で、長期保有資産については、おおむね5年以内に事業着手が見込まれるものは、従来どおりの用地管理を行う。</p> <p>次に、おおむね5年から30年間、事業着手しないものは、貸付や占用等による有効活用を行っていく。</p> <p>最後に、おおむね30年以内に事業着手の見込みのないものは、順次、都市計画の変更（廃止）等の手続を行っており、不要となった財産は、可能な限り処分を行っていく。</p> <p>また、市町へ事業を委託している部分に関しては、長期保有資産を保有していない。</p> |

（大阪府道路公社の経営状況並びに府の将来負担に関する会計処理について）

| | |
|---------|-----------------|
| 監査対象機関名 | 大阪府都市整備部（交通道路室） |
|---------|-----------------|

| | | |
|---------|--|---|
| 監査実施年月日 | 平成24年6月20日から同年8月3日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>大阪府道路公社の経営状況に関して、平成24年2月時点で同公社より公表された有料道路の通行料金徴収期間満了時の財源不足見込額は1,054億円（料金徴収期間の延長や更なる経費削減等の措置を講じた場合の試算は666億円）であり、同公社の収支見通しは依然厳しいものとなっている。</p> <p>府は平成23年度末時点で、大阪府道路公社に911億円の出資金及び同公社の借入金（金融機関借入金334億円、政府借入金494億円等）に対する債務保証を有している。同公社の収支見通しに基づき試算したところ、料金徴収期間の延長や更なる経費削減等の措置を前提とした場合でもなお、出資金のうち471億円が回収不能となり、また、同公社の借入金に対する保証履行として195億円の府の追加負担の発生が予想される。</p> <p>このように、大阪府道路公社の経営状況は、府の財政にも極めて重要な影響を与えることから、所管課として、財源不足額を軽減するための効果的な方策の策定に取り組むとともに、府民に対する説明責任を果たしていくことが引き続き求められるところである。</p> <p>このような状況において、大阪府新公会計制度においても、資産の実質価値及び将来の負担を適切に財務諸表に表すために、出資金の減額及び債務保証損失引当金を計上すること、もしくは、追加的な情報として、出資金が減額されていない旨及び債務保証損失引当金を計上していない旨を注記事項として開示することを検討されたい。</p> <p>（道路及び橋梁の補修・更新計画について）</p> | <p>平成24年度の財務諸表において、大阪府道路公社に対する出資金が減額されていない旨及び債務保証損失引当金を計上していない旨を注記事項として開示した。</p> <p>今後も、府民への説明責任として、情報開示に努めていく。</p> |
| 監査対象機関名 | 大阪府茨木土木事務所 | |
| 監査実施年月日 | 平成23年11月29日から平成24年1月13日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | 道路・橋梁の老朽化に伴い、維持管理（補修・更新）を計画的に実施 | （措置した機関：交通道路室、茨木土木事務所） |

していくことが重要な課題となっているが、大阪府新公会計制度の導入による影響も勘案し、以下の点に留意することにより、アセットマネジメントの観点から、道路・橋梁のライフサイクル全般にわたってのコストを厳密に見積もった上で、中長期的な維持管理計画を策定されたい。

- (1) 現在策定中の「都市整備中期計画（案）」においては、個々の土木事務所における路線ごとの点検結果をもとにしているものの、府全体で一括して今後**10**年間に必要な維持管理費用を見積もっている。中期計画の運用にあたっては、概ね**3**年ごとに「アクションプログラム」を策定し、全体計画を各事務所ごとに分割し進捗にあたるのとことである。個々の土木事務所における路線ごとの補修・更新計画は作成されていないが、中期計画（アクションプログラムを含む）の策定、運用にあたっては、より実態に即したものとなるよう、個々の土木事務所における各路線ごとの補修・更新計画の積み上げ方式とすることが望ましいと考えられる。
- (2) 橋梁については更新（架替）計画の策定が必要である。なお、予防保全的維持管理（長寿命化対策）を行うことにより「今後**20**年間で**2,800**億円の財政縮減効果」があるとの試算に基づき、平成**23**年度予算において府全体の維持管理費が大幅に増額されている。しかしながら、当該試算は、長寿命化対策により**20**年目以降に延命することができる架替費用を計算しているにすぎないものである。橋梁のライフサイクル全体におけるコスト集計に基づき1年当たりの減価償却費等の費用を厳密に比較検討することにより、長寿命化対策及び更新の計画を策定し、府民にもわかりやすく説明されたい。
- (3) 道路・橋梁の計画的補修と長寿命化対策費用に係る支出については、新公会計制度において資本的支出として資産計上することとされているが、頻繁に実施する道路舗装表層の補修等、計画的補修の中には修繕費として費用計上すべき支出も含まれている可能性が高い。工事の内訳ごとに資本的支出（資産計上）と修繕費（費用計上）の区分を厳密に判定することについて、検討されたい。
なお、道路舗装については、表層部分は頻繁に補修・更新が必要とな

(1) 土木事務所の補修・更新計画について

府の道路保全に当たっては、各土木事務所が、道路施設の種類ごとに定期的な点検を各路線で行っており、その点検結果から得られる各路線の劣化状況のデータと、交通量や防災上の位置付けなどの優先度指標に基づき、府として統一的に中期計画を定めている。

中期計画の運用（実施）に当たっては、より実態に即したものとなるよう、地域の声や周辺環境など地域特有の課題を踏まえた上で、各土木事務所毎年度作成している行動計画に盛り込んでいる。

また、地域の声を反映した中期計画外の道路施設の補修についても、各土木事務所から要求を受け、それらを積み上げた予算配分を行い、各土木事務所行動計画に反映している。

なお、行動計画は、平成**24**年度も全土木事務所策定済であり、その計画に基づき、補修・更新を実施している。

(3) 道路施設の仕訳区分と耐用年数について

資産計上と費用計上の区分については、「大阪府公有財産台帳等処理要領別表4固定資産計上基準表」に基づき、その考え方を交通道路室が示し、工事ごとに厳密に判定を行っている。

また、舗装の耐用年数は、「新地方公会計制度実務研究会報告書（平成**18**年**10**月：総務省）」において、舗装、擁壁等の基本的な施設（歩道橋・共同溝など局所的なものを除く）は、道路本体構造物一体としており、同報告書の耐用年数表でも道路本体構造として、耐用年数は**48**年と定められている。

このため、舗装の耐用年数は、これまでと同様に、継続して耐用年数を**48**年として処理を行う。

るが、それ以下の部分の補修・更新の頻度は極めて低いなど、その構造部分ごとに実質的な耐用年数は大きく異なると考えられる。新公会計制度における耐用年数は一律48年と定められているが、構造部分ごとにより実態に即した耐用年数が適用できないかについても検討の余地があると考えられる。

(なお、この意見は都市整備部交通道路室に係る意見ともする。)

(箕面森町における大阪府新公会計制度の適用状況について)

| | |
|---------|-----------------------|
| 監査対象機関名 | 大阪府箕面整備事務所 |
| 監査実施年月日 | 平成24年10月9日から同年12月7日まで |

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|---|---|
| <p>箕面北部丘陵整備事業（箕面森町）は605億円（平成24年9月末時点の試算では588億円）という多額の府費負担額が見込まれている。大阪府新公会計制度が平成24年度より本格運用を開始しており、本事業に係る特別会計における適用状況を確認したところ、次の課題が認められたので、会計局とも協議の上、慎重に検討・対応されたい。</p> <p>1 現在の会計処理は各区域を区分することなく一括して未成土地勘定として原価集計が行われているため、各区域ごとの事業実態を正しく反映していない。区域別の直接費用、共通費用を区分し、直接費用は区域別に直課、共通費用は全体面積比で按分するなどの会計処理を検討されたい。</p> <p>2 棚卸資産の評価減については完成土地（販売開始済の第1区域住宅地）のみを対象としており、未成土地勘定については評価減が実施されていないが、未成土地勘定についても正味売却価額が取得原価を下回っていると考えられることから、評価減の検討が必要である。また、会計上の考え方によれば、将来損失見込みについても、現時点で発生可能性が高く合理的に見積もることができる場合には引当金として損失計上する必要がある。本事業の事業実態を適切に反映するために、府費負担額のうち一般会計及び特別会計のそれぞれにおいて会計</p> | <p>(措置した機関：箕面整備事務所)</p> <p>1 区域別の原価計算については、区域ごとの保留地の面積が変動する可能性があり、また保留地や換地、公共施設を全体で配置しているため、各区域のそれぞれの造成費を面積按分計算すると、実態を正しく反映できないことから、専門家の御意見も踏まえ、現行の処理方法を継続する。</p> <p>2 平成24年度の決算整理において、未成土地勘定についても評価を実施し、取得価額と正味売却価額（販売見込額）の差額を棚卸資産評価損として処理を行った。</p> <p>また、将来損失見込みに対する引当金については、残事業費の支出予定が正確に見込めないことなどから引当の条件を満たさないと専門家の御意見をいただいております、現行の処理方法を継続する。</p> <p>(措置した機関：会計局)</p> <p>箕面北部丘陵整備事業における棚卸資産の計上方法について、箕面整備事務所と協議の上、新公会計制度アドバイザー（特別参与）の御意見を伺った。</p> <p>その御意見を踏まえ、平成24年度決算整理において、箕面整備</p> |

| | |
|--|--|
| <p>上の損失として認識すべき金額を明確にし、特別会計において未成土地勘定の評価減、一般会計及び特別会計において将来損失見込に対する引当金を計上するよう、会計処理方法を明確に定められたい。 (なお、この委員意見については、会計局に対する意見ともする。)</p> | <p>事務所が未成土地勘定についての評価を実施し、取得価額と正味売却価額(販売見込額)の差額を棚卸資産評価損として処理した。</p> |
|--|--|

2 指摘事項に対する措置

(道路の供用開始の公示手続の不備について)

| | | |
|---------|---|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府八尾土木事務所 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年11月15日 | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>道路法において、道路管理者は、道路の供用を開始する場合においては、その旨を公示しなければならない旨が定められているが、国道170号道路拡幅事業により完成し交通の用に供している道路について、供用開始の公示がなされていなかった。</p> | <p>国道170号道路拡幅事業により完成し交通の用に供している道路について、平成25年10月21日付け大阪府告示第1824号にて、供用開始の告示を行った。 今後は、適正に公示手続を行うものとする。</p> |

3 指示事項に対する措置

(所属別財務諸表の国庫支出金(行政費用充当)計上について)

| | | |
|---------|--|--|
| 監査対象機関名 | 大阪府立東大阪高等職業技術専門学校 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年12月3日から平成25年1月18日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>公共訓練事業に係る国庫支出金(行政費用充当)について、東大阪高等職業技術専門学校(以下「東大阪校」という。)分も含めた府全体の公共訓練事業に係る総額が雇用推進室の行政コスト計算書に計上されているが、財務諸表活用の観点から、東大阪校の職業訓練に係る国庫支出金(行政費用充当)は東大阪校の行政コスト計算書に計上すべきである。 (なお、この指示事項は、商工労働部雇用推進室に対する指示事項ともする。)</p> | <p>(措置した機関：商工労働部雇用推進室) 平成24年度年次決算整理において、東大阪校分を含め各職業技術専門校の職業訓練に係る国庫支出金を行政コスト計算書に計上するよう個別配賦した。</p> |

(自己点検チェックリストによる内部統制の構築について)

| | |
|---------|-------------------------|
| 監査対象機関名 | 大阪府都市整備部(事業管理室、都市整備総務課) |
|---------|-------------------------|

| | | |
|---------|--|---|
| 監査実施年月日 | 平成24年6月20日から同年8月3日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>都市整備部の出先機関（15箇所）における適正な事務の執行を確保するためには、出先機関を管轄する立場にある都市整備部本庁が、各出先機関に対する統括・牽制機能を発揮することが重要と考えられる。</p> <p>過去の出先機関に係る監査の結果、指摘事項等が多数検出されている状況や、平成23年度公有財産調査の結果、大阪府新公会計制度の開始貸借対照表作成における資産の現物確認及び台帳への登載が正しく行われていないものが多数検出されている状況を踏まえ、以下の取組を実施されたい。</p> <p>1 過去に指摘のあった事項、誤りのあった事項など、リスクの高い具体的チェック項目について「自己点検チェックリスト」を本庁が作成し、各出先機関に責任をもって自己チェックを行わせた結果を回収、モニタリングするような内部統制の仕組みを構築されたい。</p> <p>2 特に、平成23年度公有財産調査の対象外となっている約2万件的資産について、資産の現物確認及び台帳への登載が正しく行われているかどうかの自己点検を早急に実施されたい。</p> <p>(大阪府新公会計制度における債権の分類誤りについて)</p> | <p>(内部統制の仕組みの構築について) 措置報告済み</p> <p>(公有財産調査について) 平成23年度公有財産調査の対象外となっている約2万件的資産について、各所属による自己点検を実施し、平成24年度財務諸表で修正を行った。</p> |
| 監査対象機関名 | 大阪府茨木土木事務所 | |
| 監査実施年月日 | 平成24年11月1日から同年12月28日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>大阪府新公会計制度において、平成23年度末の債権のうち回収に疑義のあるもの（8件、5,383,620円）については「貸倒等懸念債権」又は「破産・更生債権」として分類すべきところ、回収可能性に問題がない「一般債権」として分類していた。</p> <p>債権の回収可能性を財務諸表に適正に反映できるよう、速やかに是正するとともに、今後、このような事態が再発しないよう、適正な事務の執行に努められたい。</p> | <p>平成23年度末の債権のうち回収に疑義のあるものについては、平成24年度末の決算整理において、「貸倒等懸念債権」又は「破産・更生債権」として分類した。</p> <p>今後は、このような事態が再発しないよう適正な事務を行うものとする。</p> |

(道路資産の供用開始日の公有財産台帳への登載誤りについて)

| | |
|--|---|
| 監査対象機関名 | 大阪府八尾土木事務所 |
| 監査実施年月日 | 平成24年11月15日 |
| 監査の結果 | 措置の状況 |
| <p>国道170号道路拡幅事業により平成22年8月30日に供用開始した道路資産について、誤って、本線部分の供用開始日（昭和39年1月17日）で公有財産台帳に登載していた。また、耐用年数についても、道路資産として48年で公有財産台帳に登載すべきところ、誤って45年で登載していた。</p> <p>これにより、平成23年度末の貸借対照表における資産計上額が615百万円過小となっていた。</p> <p>速やかに適切な資産残高及び供用日を公有財産台帳に登載し、また、貸借対照表の資産残高を修正するとともに、今後、このような誤りのないよう適正に事務を執行されたい。</p> | <p>国道170号道路拡幅事業により完成し交通の用に供している道路について、平成25年10月21日付け大阪府告示第1824号にて、供用開始の告示を行った。</p> <p>また、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、供用開始日をもって、公有財産台帳に登載するとともに、耐用年数を48年に修正した。</p> <p>今後は、適正に事務を行うものとする。</p> |